（畜水産安全管理課の所掌事務）

第百七十八条　畜水産安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　畜産物及び水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関することを除く。）。

二　家畜及び養殖水産動植物の衛生に関すること。

三　獣医療に関すること。

四　飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（飼料にあっては、生産部の所掌に属するものを除く。）。

（経営・事業支援部に置く課等）

第百八十八条　経営・事業支援部に、次の六課及び経営政策調整官一人を置く。

担い手育成課

輸出促進課

地域食品・連携課

食品企業課

農地政策推進課

経営支援課

（輸出促進課の所掌事務）

第百九十条　輸出促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関すること。

二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。

（削る）

（削る）

（新設）

（経営・事業支援部に置く課等）

第百八十八条　経営・事業支援部に、次の六課及び経営政策調整官一人を置く。

担い手育成課

地域食品課

地域連携課

食品企業課

農地政策推進課

経営支援課

（地域食品課の所掌事務）

第百九十条　地域食品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農畜産物、飲食料品及び油脂の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

二　食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

三　農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

四　農畜産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関すること。

五　特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

（削る）

（削る）

（新設）

（地域食品・連携課の所掌事務）

第百九十一条　地域食品・連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農畜産物、飲食料品及び油脂の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

二　食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

三　農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

四　（略）

五　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業機会の創出に関すること。

六　農畜産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関すること。

七　特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

八　種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（生産部の所掌に属するものを除く。）。

（食品企業課の所掌事務）

第百九十二条　（略）

一～四　（略）

五　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること（生産部及び輸出促進課の所掌に属するものを除く。）。

六～九　（略）

（知的財産監視官）

第百九十七条　東北農政局、関東農政局、中国四国農政局及び九州農政局の経営・事業支援部地域食品・連携課に、それぞれ知的財産監視官一人を置く。

六　種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（生産部の所掌に属するものを除く。）。

七　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業機会の創出に関すること。

（地域連携課の所掌事務）

第百九十一条　地域連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関すること。

二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。

（新設）

三　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（食品企業課の所掌事務）

第百九十二条　（略）

一～四　（略）

五　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること（生産部及び地域連携課の所掌に属するものを除く。）。

六～九　（略）

（地理的表示監視官）

第百九十七条　東北農政局、関東農政局、中国四国農政局及び九州農政局の経営・事業支援部地域食品課に、それぞれ地理的表示監視官一人を置く。